

各 位

平成 27 年 1 月 30 日

会 社 名 M&A キャピタルパートナーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 村 悟
(コード番号：6080 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役企画管理部長 佐々木 輝
TEL. 03-6880-3803

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 30 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の常勤取締役 2 名及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権は「Ⅱ 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社の業績についてあらかじめ定める基準を達成した場合にのみ行使可能とするもので、かかる基準を達成することは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。

記

I 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層、当社の常勤取締役及び従業員の意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントを高めることを目的として、当社の常勤取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 6,620,000 株に対し最大で 2.0%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、割当を受けた者が 57 歳に到達するまで本新株予約権を行使できない条件が付されており、本日現在において当社の常勤取締役及び従業員の平均年齢は 31.3 歳、最年長で 42 歳であるため、本新株予約権の行使は 14 年後からとなり、権利が確定されるまで希薄化が生じることはありません（但し、新株予約権者が死亡した場合に相続人が新株予約権を行使する場合を除きます。）。なお、本新株予約権を 57 歳到達日から行使可能とした理由は、当社の役職員に対し長期での当社業績・株価へのコミットメントを求め設定しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

Ⅱ 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,324 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 132,400 株とし、下記 3 (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 8,726 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂 1-6-2 安全ビルレジデンス 19 階）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値 2,170 円/株、株価変動率 83.4%（年率）、配当利率 0%（年率）、安全資産利率 1.4%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 2,170 円/株、満期までの期間 36 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成 27 年 1 月 29 日の東京証券取引所における普通取引の終値である金 2,170 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使できる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 62 年 12 月 31 日（但し、平成 62 年 12 月 31 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成 27 年 9 月期、平成 28 年 9 月期及び平成 29 年 9 月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、M&A 仲介事業のセグメント営業利益（ただし、本新株予約権の割当日後に当社が他の会社を買収等した場合におけるのれん償却の影響による営業利益の増減は除外するものとする。以下、「営業利益」という）の累計額が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使できる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が

生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成 27 年 9 月期から平成 29 年 9 月期の営業利益の累計額が 3,595 百万円以上の
場合 行使可能割合：100%

(b) 平成 27 年 9 月期から平成 29 年 9 月期の営業利益の累計額が 2,696 百万円以上の
場合 行使可能割合：50%

- ② 新株予約権者は満 57 歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者が、上記①及び②を満たした上で、亡くなった場合、相続人は本新株予約権を行使できる。また、満 45 歳の誕生日において、当社又は当社関係会社において取締役、監査役または従業員であり、かつ満 57 歳の誕生日を迎える前に当社又は当社関係会社在职中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使できない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満は行使できない。
- ⑥ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

平成 27 年 2 月 20 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個当たりの発行価額に 2 を乗じた価額で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使できる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 申込期日
平成27年2月6日
9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成27年2月20日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|---------|-----|--------|
| 当社常勤取締役 | 2名 | 281個 |
| 当社従業員 | 11名 | 1,043個 |

Ⅲ 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役中村悟が割当てを受けるため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株予約権は、社内で行われた規則ならびに手続に従って発行しております。また、発行価額等は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーの価格算定の結果を勘案して決定されており、その他新株予約権の内容および条件等についても、上記「Ⅱ 新株予約権の発行要項」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。なお、上記の平成27年1月30日開催の取締役会において利益相反を回避のため、支配株主である代表取締役中村悟は、本新株予約権の発行及び割当てに係る議案の議決には参加しておりません。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

平成 27 年 1 月 30 日開催の当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の発行の決議事項について内容及び条件の妥当性を決定しております。当該決定に際して、平成 27 年 1 月 30 日に、支配株主と利害関係のない独立役員である社外取締役西澤民夫及び社外監査役藤本幸弘が、代表取締役中村悟に対する本新株予約権の付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当するが、(1) 同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであり、(2) 本新株予約権が平成 27 年 1 月 30 日開催の当社取締役会決議の内容に基づき当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること、(3) 本新株予約権の内容・発行手続に指摘すべき事項も認められないことから、代表取締役中村悟に対する本新株予約権の付与は、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨を意見表明しております。

3. コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社が開示しているコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は、以下のとおりであり、本新株予約権の発行は、この方針に則って決定しております。

「当社の主要株主である中村悟の持株比率は、二親等以内の親族の所有株式を合計すると過半数となることから、支配株主に該当致します。当社は支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております」

以 上